第4節 水管理制御設備

	記載例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項目	内容	内容	契約書	共通仕様書
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	○○事業○○業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 なお、共通仕様書の適用に当たっては、「設計」を「施設機能診断」と読み替えるものとする。		第1条	第 1-1 条
(目 的) 第 1-2 条	本業務は、国営土地改良事業により造成された施設の機能低下を未然に防止するための「保全対策」を策定し、施設の長寿命化を図り将来的な整備補修費の低減を図ることを目的として、施設の機能診断を行うものである。	1-2 ・「機能保全計画」を策定する場合は、「また、機能診断結果を基に「機能保全計画」を策定するものである。」の記述を追加する。		
(場 所) 第 1-3 条	本業務において対象となる場所は、〇〇県〇〇市(郡)〇〇町(村)〇〇地内で、別添位置図に示すとおりである。	1-3 •○○には、当該業務の対象となる施設の場所を記載する。なお、施設の場所が複数となる場合は、各々記入する。		
(土地の立入り等) 第 1-4 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。	1-4 ・土地の立入り等に係る制約条件及び補償については、特に必要な場合に記入する。	1 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	第 1-16 条
(低入札価格契約 における第三者照 査) 第 1-5 条	(記載例-1) 1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第 85 条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第 11 条照査技術者」及び「共通仕様書第 1-7 条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1)予決令第 98 条において準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。 (2)○○農政局において、○○年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3)○○農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4)共通仕様書第 1-30 条守秘義務を遵守できるものであること。(5)中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。			

	記 載 例	作成要領及び留意事項		
項目	内容	内	契約書	共通仕様書
	①資本関係 ア 親会社と子会社の関係にある イ 親会社と子会社の関係にある ②人的関係 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者で要求される資格 第三者所名を行う照査技術者であること。 (1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ②) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ② 照査技術者と同等の同種では類似業務実績を有する者 (2) 照査技術者と同等の同種では類似業務実績を有する者 (2) 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 要注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画 書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 7 第三者照査の服査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。 (記載例-2) 1 別紙○に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者に対策請負契約書第11条照査技術者 J 及び「共通仕様書第1-7条照査技術者 B C で 実施計負契約書第 11条照査技術者 J 及び「共通仕様書第1-7条照査技術者 B C で 実施計算契約書第 11条照査技術者 J 及び「共通仕様書第1-7条照査技術者 B C で 実施計算契約書第 11条照査技術者 J 及び「共通仕様書第1-7条照査技術者 B C で 対域ではないでは、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。	【予定価格が 100 万円以上かつ 1,000 万円以下の場合】 ・2~8は(記載例-1)と同じ		

	 記	載	例		1	作 成 要 領	頁及び留意事項		
項目	内			容		内	容	契約書	共通仕様書
(履行確実性評価 の達成状況の確 認)									
第 1-6 条	実性評価の審査で提出し正し、これを裏付ける資上で、提出された資料を認し、その結果を業務成提出されない場合には以ものとする。 1 審査項目a)~c回った場合 2 審査項目d)におた場合	た追加資料にて 料ととに 財とに した を は に が は に が は に の せ る に た の せ と に た し た り と に り た り た り た り た り た り た り た 、 、 、 、 き き ら た 、 き き き き き き き き き き き き き き き き き き	いて、業務実 終務完了検査で いて了検査についする が付けでは、 で が付けには で で で で で で で で で で が で が で が で が で が	で受注した場合には、履行確施状況を踏まえた実施額に修に提出するものとする。その行確実性評価の達成状況を確なお、業務完了検査時までに成績評定に厳格に反映させる て正当な理由なく必要額を下な理由なく再委託額が下回っ 実施手順、工程計画が正当な生じた場合	【技術提案の評価項目ある場合】	に新たに「履行確実性」	を加えて技術評価を行う対象	<b>東業務で</b>	
(一般事項) 第 1-7 条				項は、次のとおりである。 絡を取り、作業の円滑な進捗	応じ、必要なものを	記載する。 者(JIS Q9001:2000 [ISO	いない事項で、機能診断作業 <i>0</i> 09001:2000])に発注する場合		
					項目	内	容		
					(履行義務) 第 1-11 条	者が認証取得してい システムにより行う 2 契約締結後、適用 態及び疑義が生じた え、これに当たるも 3 受注者は、品質ら して、監督職員が行 る。	- 用規格の認証の維持に関して不 に場合は、発注者と受注者が協	<ul><li>(品質</li><li>測の事</li><li>議のう</li><li>動に関のとす</li></ul>	
					(品質システム文書の 取扱い) 第1-12条	1 受注者は、品質シ 手順書、品質計画書	システム文書(品質マニュアル 書)のうち、当該業務の品質計區 画書の提出期限までに、監督職	画書を、	

	記	載	J	作成要領及び留意事項 					
項目	内		容		内	容	契約書	共通仕様書	
(管理技術者)第1-8条	1 管理技術者は、共通仕標	会診断士以外の業 技術部門 総合技術監理 電気電子	項によるものとし、農業土木技術管理 務に該当する技術部門・選択科目は 選択科目 電気電子―電子応用、情報通信等 農業―農業土木 農業―農業農村工学 電子応用、情報通信等 農業土木 農業農村工学	・記載例における「技 務内容に応じて適切 ・技術士で、記載例の 場合は、別紙-2表 ・シビルコンサルティ	の毎業 の毎業 の毎業 の毎業 の毎業 の毎業 の毎業 の毎業	受注者が複数の組織間でいる場合の とこの とこの とこの とこの とこの とこの とこの とこの とこの とこ	第10条	第 1—6 条	

	記 記	載		作成	要 領 及 び 留 意 事 項		
項目	内		—————————————————————————————————————	内	容	契約書	共通仕様書
	う。)を下回る価格で契 実施に際して現場に常駐 しなければならない。	約した場合におい ∷するとともに、ℓ !場での常駐場所を	づく価格(以下、「調査基準価格」といては、管理技術者は屋外で行う調査の 作業日毎に業務の内容を監督職員に報告 と定めた場合、あるいは変更した場合に				
	契約した場合においては 駐するとともに、作業日	、管理技術者は唇 毎に業務の内容を 場での常駐場所を	格に乗じて求めた価格を下回る価格で を外で行う調査の実施に際して現場に常 を監督職員に報告しなければならない。 を定めた場合、あるいは変更した場合に		万円以下の場合】		
(照査技術者) 第 1-9 条			2項によるものとし、農業土木技術管理 養務に該当する技術部門・選択科目はが	・本条(照査技術者)は、当該業務で照	展査技術者の配置を定める場合に記載する。 採科目」は代表例を示したものであり、業	第11条	第 1-7 条
	資格	技術部門	選択科目	務内容に応じて適切に指定すること。			
	技術士	総合技術監理 電気電子 農業	電気電子-電子応用、情報通信等 農業-農業土木 農業-農業農村工学 電子応用、情報通信等 農業土木 農業農村工学	場合は、別紙-2表-1を参考に追記	- (RCCM) で、記載例の「技術部門」以		
	博士		辰未辰们工于				
	シヒ゛ルコンサルティンク゛マネーシ゛ャー	雷気雷子					
	とおりとする。 (1)業務計画作成時 (2)調査項目決定時 (3)調査判定基準決定時 (4)調査結果判定時 (5)その他、照査計画作所	34項でいう、監査 成時において監督			機能保全調査業務においても、照査様式を		
(担当技術者) 第 1-10 条	担当技術者は、共通仕様	書第 1-8 条による	<b>さものとする。</b>	告は共通仕様第1-8条による。	経注する場合は、設計業務の担当技術者の報作業について測量作業規程により作業計画で省略する。		第1-8条

	記載例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項	
項目	内容	内	契約書 共通仕様書
(技術者情報の登 録)			
第 1-11 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。		第 1-11 条 第 1-12 条
(保険加入)			fifts a QE AZ
第 1-12 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。		第 1-37 条
(技術員等の配			
置) 第 1-13 条	本業務は、現場技術業務の実施要領等について(平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知)別紙 現場技術業務実施要領に基づく業務において調整等の対象とする業務である。 配置する技術員等の氏名については、別に通知する。	現場技術業務(事業促進型)の調整等の対象とする業務の場合に記載する。 なお、業務契約時に技術員等を示していなくても、必要に応じて打合簿等で通知することができる。	
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。	2-1 ・適用する技術基準等の名称、発行所及び制定(改訂)年月を記入する。	第 2-1 条
	番 名 称 発 行 所 間定(改訂)年	・「農業水利施設の機能保全の手引き」は必ず記入する。	
	号     4       月       1     農業水利施設の機能保全の 手引き     (一社)農業土木 事業協会         平成 27 年 5 月	・機械設備・電気通信設備関係の設計基準・技術指針等から適用する技術基準等の名称を記入する。	
	2 農業水利施設の機能保全の 農林水産省農村振 平成 25 年 5 月 手引き「水管理制御設備」※ 興局整備部設計課	・改訂年月は、最新のものを記入する。	
	※農業水利施設の機能保全の手引き「水管理制御設備」は、 http://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/sutomane/index.html より入手可能。		
(作業条件) 第 2-2 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 1 作業の実施に当たっては、事前に作業方法について監督職員及び監督職員が 指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 2 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者 の責任において処理しなければならない。	2-2 ・作業基本条件として重要なものについて記載する。	

		2	載  例				作 成 要 領 及 び 留 意 事 項						
目	G self-1.1 object 1 . 3	内	e=a) ) [Battl )		容			内	容		契約書	共通仕様書	
			下記に示す期間を予算をする。 他するものとする。 作業予定期間	定している		着考	なお、施設ものとする (記入例) 施設名 ○○○ ・立入に許可	作業予定期間 〇年〇月〇日~〇月〇	に十分な調整を行い、協力体 備 考	)日~〇月〇日 )時間以内/日			
							督職員と日施設名 (記入例) 施錠され 職員と日程	程調整を行うものとする ○○○ 管理者 ○○	○ であり、施設内に立入る場合				
	により変更まる。  5 水路等調査発生した場合 6 屋外で行め 7 保安対策 (記載例 - 1 公安で (記載例 - 1 公安で (記載日国家公会では2 級)とす。 は2 級)を選挙で	たは、新たに対象を下では、新たに対象を下でできる。のでは、新たに対象を下でできる。のでは、おいいのでは、対象を下でできる。のでは、対象を下でできる。が、対象を下できる。が、対象を下できる。が、対象を下できる。	世調査作業一覧表のに をおった場合に を水臓をもしている。 を放議するものしている。 を放議等に がよい。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をおいる。 をは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので	は、監督ないる。 共のに通りでは、監督を対している。 共のに対している。 はいまれる という はいまれる という はいまれる はいい はい	議員と協議す 作業上支障と 養書第 1-31 る規検に では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	るものとす なる状態が 条により安 17年11級 第一年11級 ではる。	通法第 77 級検定合格 区分は交通	条に基づく交通管理者との 警備員又は 2 級検定合格 誘導警備員Aとする。	2 条の表の 5 及び 6 の項の の協議に基づき、交通誘導警 各警備員を配置する場合、交 交通誘導警備員 B とする。	備業務に係る1			

		————— 記	載			7 🗀		作成要領及び留	意 事 項		
項目		内		7			内	容		契約書	共通仕様書
· 現 日	(1)本業務に 導教育責任 あって、交 (2)交通誘導	次安委員会が認 配置する交通 E者講習修了、 E通誘導の専門 警備員の配置 と場合は設計図 で通誘導 警備員	指定講習又は基 的知識・技能を は、下表のとお 書に関して監督	の場合) 則として警備員 本教育及び業務 有する者とする りとするが条件 職員と協議する	強法に定める警備員 (指別教育を受けた者) て 。 変更等に伴い員数に増	(1) (1) (2) (3) (4)	当路管理者との協議に基本 資格 交通誘導警備業務に 係る1級又は2級検 等係る1級又は2級検 等備員 A) 警備員指導教育責任 者(交通誘導警備員 B) 公安委員会の指定 選挙の指定 誘導警備員 B) 法定教育を受けている者(交通誘導警備員 B)	びき下記のいずれかを配置するこ 資格要件 交通誘導警備に関して、公安委 員会が学科及び実技試験を 行った専門的な知識・技能を 有する者。 警備業法における指導教育 任者講習を修了した者で、、を有 が学科及び実技能を 有する者。 警備業法における指定講習を 受講した者で、交通誘導の知識・技能を有する者。 警備業法における指定講習を 受講した者で、交通誘導の知識・技能を有する者。 警備業法における基本的教育 及び業務別教育を受けた者 で、交通誘導に関する警備業法 に従事している者。	確認資料 交通誘導警備業務 に係る1級又は2 級検定合格証明書 の写し 警備員指導教育写し 指定講習の受講証 明書の写し 警備員手帳(身分証明書)の写し		共連任禄書
	とするが、こ 建設資材 廃棄物	半い発生する₹ これにより難い 処理施設名 ○○○	ものは監督職員 住所 〇〇県〇〇市 〇〇番地	と協議するもの 受け入れ時間 ○時~○時	事業区分再資源化施設業者	結果 監督	R、交通誘導警備検定合格 経験員の指示によるものと	んでいない場合は、「ただし、所 各者(1 級又は 2 級)以外の配置 とする。」と追記する。 生する廃棄物等を処理施設に搬足	を求められた場合は、		
(対象施設) 第 2-3 条	本業務の対象 1 ○○水管 (1)情報伝:	管理監視制御旅 送系 理系論理部 理系HM I 御系 線系	〇〇県〇〇市 〇〇番地 の構成は、次のと 記設	おりである。	最終処分業者	· オ	条 ごとに、装置名称等を 情報伝送系:TM 装置、T 入出力中線 情報処理系論理部:デー 情報処理系HM I:表示 性報処理系HM I:表示 医視制御系:監視盤 医視制御系:監視と とてTV装置、 の CCTV装置 現装置、計測装置、 環 場系:計測を置に 表 に で で で で で で で で で で で で で で で で で	M・TC 装置、網制御装置(NCU)、 送装置、中継端子盤、データ転送装 タ処理装置、補助記憶装置、入 民記録端末装置(ディスプレイ含 ードコピー等 、ラフィック)、操作卓、大型表示 等	を置等 出力処理装置等 む)、プリンタ、 、装置、警報表示盤、 等 トランス、分電盤等 対象とする施設は、別		

	記載	例		作成要領及び留意事項					
項目	内	容			内	容		契約書	共通仕様書
(参考図書) 第 2-4 条	本業務の参考とする図書は、共通仕様割る。	書第 2−1 条によるほか次表によ	こるものとす	I	<ul><li>図書の発行所及び制定(改訂)年月</li><li>電気通信設備関係の設計基準・</li></ul>		ス会老団妻の		第 2-1 条
	番号 名 称	発 行 所 制定(i	改訂)年月	名称を記入 (記入例)	<i>、</i> する。				
				番号 1 1 計	名 称 管理制御方式技術指針(計画設 編)	(一社) 農業土木	25 年 3 月		
(貸与資料等) 第 2-5 条	貸与資料は、次のとおりである。			2 2-5				第 16 冬	第 1-4 条
<i>9</i> 12 0 74	分類 貸 与	資料	数量	・貸与資料等 (詳細診断	について必要なものは適宜追記で 前さのみの業務又は機能保全計画 注表でする。)		は、関係する	分10 未	第1-13条
	また、上記以外で必要な資料がある場合	合は監督職員と協議するものと	する。	る場合も記 (記入例) 分類 現況関係 資料	貸 与 資 国営○○事業○○地区 事業誌 国営○○事業○○地区 事業成績 ○○水管理制御設備製作据付工事 農業水利施設ストックマネジメン	手 清書、同添付図面 事 完成図書 ノトマニュアル	数量 1式 1式 1式 1式		
(参考資料及び貸 与資料の取扱) 第 2-6 条	第 2-4 条、第 2-5 条に示す参考図書及で 1 参考資料及び貸与資料の記載事項に	こ相互に矛盾がある場合、又は		資料	国営造成施設保全対策指導事業 その他必要な資料	<b>                                      </b>	1式 1式		
	が生じた場合は、監督職員と協議する 2 参考図書は、施設機能診断作業時 れた場合は、監督職員と協議するもの 3 貸与資料は、原則として初回打合 請求があった場合のほか完了検査時に	京の最新版を用い機能診断作業 ひとする。 せ時に一括貸与するものとし、	監督職員の	注者に提供	を準の基本的な改正があり得るので はするよう努める必要がある。 は時に一括貸与できない場合は、貸				

	記 載 内	例	
	Pi		<b>台</b>
第 2-7 条	本業務と関連する他業務は次のとおりて	あり、発注者	及び関連業務の管理技術
> V =	と連携を密にして、互いに協調の図られた		
	番号 業務名		業務実施(予定)期間
3章 作業内容			
F業項目及び数			
(1)			
第 3-1 条	本業務における作業項目は、次の作業項		=
	なお、詳細は、別紙-1 作業項目内訳表に 作業項目表	上示すものとす	る。
	作業項目	数量	
	1 事前調査	数 星	/m ~7
	2 現地踏査 3 概略診断		
	3   概略診断     3-1 概略診断調査		
	3-2 概略診断評価(健全度評価)		
	4 詳細診断		
	4-1 詳細診断調査	4	X要に応じて記載のこと
	4-2 詳細診断評価(健全度評価)		IJ
	5 機能保全対策等の検討		JJ
	5-1 性能低下予測		"
	5-2 機能保全対策の検討		IJ
	5-3 対策実施シナリオの作成		IJ
	5-4 機能保全コストの算定		IJ
	5-5 機能保全計画の策定		II.
	6 農業水利ストック情報データの作成		IJ
	7 照査		JJ
	8 点検取りまとめ		"
	<u> </u>	却ニュカベー	
	これら調査結果は、農業水利ストック情 出力機能を利用して記録するものとし、記		
	する。	頭(した电子)	/ IA/X/N/ICE 18 0 00
	, , ,		
作業の留意点)			
3-2条	作業の実施に当たって、特に留意する点	-	· · · · · ·
	1 試験試料採取及び破壊検査は設備。		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	ともに、監督職員と詳細な位置につい なお、採取後は、既存施設の機能を		
	ノ しょう 1元 日Vイスデル l にょんチルばほせ (/ Jが設けらなく)	$\square$ $\square$ $\square$ $\square$ $\square$ $\square$ $\square$ $\square$	

内 2-7 ・同一時期に関連する業務を実施する場合(では、大規模な仮設工事を別途発注する場合等でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	おいても、関連工事として記載する。
・同一時期に関連する業務を実施する場合に ・大規模な仮設工事を別途発注する場合等に (記入例)  番号 業務名 国営造成水利施設保全対策指導事 画策定業務  3-1  ・作業項目表については、左記に主要な作業 果を受けて詳細診断調査を契約変更で行対応することが望ましい。 ・詳細な作業項目と機能診断項目は別紙ー・作業に必要な仮設は、作業項目表備考欄にる。 仮設の例)仮設足場工等 ・詳細診断調査等において、保護カバー等のは、機器名称と調査方法について備考欄に	おいても、関連工事として記載する。
1 国営造成水利施設保全対策指導事画策定業務  3-1 ・作業項目表については、左記に主要な作業果を受けて詳細診断調査を契約変更で行対応することが望ましい。 ・詳細な作業項目と機能診断項目は別紙ー ・作業に必要な仮設は、作業項目表備考欄にる。     仮設の例)仮設足場工等 ・詳細診断調査等において、保護カバー等のは、機器名称と調査方法について備考欄に	業○○地区計 ○年○月~○月  項目の例を記すが、概略診断調査の結 ことは避け、その場合は、別件発注で  で示すものとする。 、その内容と数量を明記するものとす  取外しが必要な機器などがある場合に 明記するものとする。
1 画策定業務  -1 - 作業項目表については、左記に主要な作業果を受けて詳細診断調査を契約変更で行対応することが望ましい。 - 詳細な作業項目と機能診断項目は別紙ー - 作業に必要な仮設は、作業項目表備考欄にる。     仮設の例)仮設足場工等 - 詳細診断調査等において、保護カバー等のは、機器名称と調査方法について備考欄に	項目の例を記すが、概略診断調査の結 ことは避け、その場合は、別件発注で で示すものとする。 、その内容と数量を明記するものとす 取外しが必要な機器などがある場合に 明記するものとする。
作業項目表については、左記に主要な作業 果を受けて詳細診断調査を契約変更で行 対応することが望ましい。 詳細な作業項目と機能診断項目は別紙ー 作業に必要な仮設は、作業項目表備考欄に る。 仮設の例)仮設足場工等 ・詳細診断調査等において、保護カバー等の は、機器名称と調査方法について備考欄に	ことは避け、その場合は、別件発注でで示すものとする。 、その内容と数量を明記するものとす 取外しが必要な機器などがある場合に 明記するものとする。
る。 仮設の例)仮設足場工等 詳細診断調査等において、保護カバー等の は、機器名称と調査方法について備考欄に	取外しが必要な機器などがある場合に 明記するものとする。
詳細診断調査等において、保護カバー等のは、機器名称と調査方法について備考欄に	明記するものとする。
は、機器名称と調査方法について備考欄に	明記するものとする。
数量欄は、契約変更が可能なように、設備	数等を記載するものとする。
-2	

	記 載 例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項		
項目	内容	内	契約書	共通仕様書
	2 現地調査及び室内試験において著しく機能が低下している設備を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。 3 現地路査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。 4 対策内容の検討に当たっては、当該設備が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。 5 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトブット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 6 第2-4条、第2-5条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 7 現地調査等の実施に当たっては、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。 8 機能診断に伴い必要とされる消耗的部品等が発生した場合は監督職員と協議するものとする。 9 機能保全対策シナリオの検討に当たっては、最新の新素材、新工法などの技術情報の収集に努めた上で、比較検討を行う。新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。 (1)農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)については、http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.aspを参照。 10 対象施設、関連施設及び設備が機能診断を完了している場合は、同成果の内容を確認するとともに十分に活用し効率的な作業を行う。 11 対策内容の検討に当たっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討する。 12 農業水利ストック情報データの作成は、機能診断情報記入用 Excel ファイルによる入力のほか、登録情報データの作成は、機能診断情報記入用 Excel ファイルによる入力のほか、登録情報データの作成は、機能診断情報記入用 Excel ファイルによる入力のほか、登録情報データの作成は、機能診断情報記入用 Excel ファイルによる入力のほか、登録情報データの作成は、機能診断情報記入用 Excel ファイルによる入力のほか、登録情報データの作成は、機能診断情報記入用 Excel ファイルによる入力のほか、登録情報データの作成は、機能診断情報記入用を定しファイルによる入力のほか、登録情報データが、機能診断情報記入用 Excel ファイルによる入力のほか、登録情報データが、機能診断を適宜利用することを基本とするが、作業方法、内容等について監督職員と十分協議を行ったと作業を行うものとする。なお、作成した電子データは成果物に含むものとする。(1)「農業水利ストック情報データを参照。	(記入例) ・本業務に必要な測定器・器具及び受電休止中の電力等は、別表のとおり見込んでいるので、受注者の負担で用意しなければならない。		
(業務の成果品質 確保対策) 第 3-3 条	契約後業務着手時、最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。  1 業務確認会議業務着手時に管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。	・全ての業務の内、担当課長が必要と認めたもの及び工事発注に使用する設計業務を対象に、業務の成果品質確保として取り組む場合に記載する。		

	記 載 例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項			
項目	内容	内容	契約書 共通仕様書		
	イ)業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。 ①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③○○○ ロ)会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の 打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。 2 合同現地踏査管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。 3 照査の確実な実施業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。 4 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(農水省WEBサイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。  業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。	・確認事項については、以下を参考に、業務内容に応じて適宜設定すること。 ①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③スケジュール ④設計変更内容 ⑤その他:事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等	大小月目 大人也上小月目		
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-4条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化及び写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。 1 使用する機器・ソフトウェア受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信性憑確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 2 機器等の導入 (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。	・業務内容を考慮し、必要に応じて記載する。			

	記載例
	内 容
	(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い (1) 受注者は、1 の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4 写真の納品 受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム(信憑性チェックツール) 又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 5 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。
第4章 業務管理 (情報共有システム) 第4-1条	1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率 化を図る情報共有システムの対象業務である。 2 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産 省 Web サイト参照)によるものとする。 3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うため に聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
第5章 打合せ (打合せ) 第5-1条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ ( ) 第 3 回 中間打合せ ( ) 第 4 回 中間打合せ ( ) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

内容契約書共通仕様書
5-1 ・打合せは、業務を円滑にするため、作業の重要な節目ごとに実施する。 ・中間打合せについては、( ) 内に具体的な作業段階を記入する。 ・打合せ回数、時期については、作業内容により必要に応じ適宜記載する。 (記入例) 初 回 作業着手の段階

	記 載 例	作 成 要 領 及 び 留 意 事 項				
項目	内容	内容	契約書	共通仕様書		
	(記載例-1) ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	【予定価格が 1,000 万円を超える場合】 ※機能診断業務にかかる設計業務、調査業務				
	(記載例-2) ただし、別紙〇に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。	【予定価格が 100 万円以上かつ 1,000 万円以下の場合】 ※機能診断業務にかかる設計業務、調査業務				
第6章 成果物 (成果物) 第6-1条	成果物は、「設計業務等の電子納品要領(案)電気通信設備編」に基づいて作成 した電子データを電子媒体 (CD-R、DVD-R 又は BD-R) で正副 2 部及び成果物の出力 1 部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)を提出するものとする。			第 1-17 条		
(成果物の提出 先) 第6-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 〇〇県〇〇市(郡)〇〇町(村)〇〇番地 〇〇農政局〇〇土地改良調査管理事務所又は〇〇農政局〇〇事業所					
第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 1 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 2 第 2-3 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合 3 第 3-1 条に示す「作業項目」に変更が生じた場合 4 第 5-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合	7-1	~	第 1-21 条 ~ 第 1-24 条		
	5 第 6-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合 6 履行期間の変更が生じた場合 7 関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合 8 その他	・関係機関との協議ならびに地元協議等により手戻り作業が生じた場合、変更理由を整理する。この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。	1			
第8章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第8-1条	本特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。		第 58 条			

	 記	載 例	記載例			  とび留意事項		
項目	内		容		内	容	契約書	共通仕様書
別 紙 ○(第1-5条、第5-1条関連)	【設計業務の割合】 調査基準価格算定に用い に掲げる額の合計額に 100 する。ただし、その割合が の6に満たない場合にあっ 業種区分 A 建設コンサル タント(土木 関係のもの) 直接人件 費の額	分の 110 を乗じて得 10 分の 8 を超える ては 10 分の 6 とす B 直接経費の額	計た額を予定価格 場合にあっては 10 るものとする。 C その他原価の額	で除して得た割合と )分の8とし、10分 D				
	【調査業務の割合】 調査基準価格算定に用い に掲げる額の合計額に 100 する。ただし、その割合が 分の 2 に満たない場合にあ 業種区分 A 地質調査 直接調査 費の額	分の 110 を乗じて得 10 分の 8.5 を超え っては 3 分の 2 とす B 間接調査費の額	また額を予定価格であっては る場合にあっては でるものとする。 C 解析等調査業務を	で除して得た割合と は 10 分の 8.5 と、3 D 費 諸経費の額に 8 10 分の 4.5 を				

## 作業項目内訳表

// <sub>2</sub> N/ <sub>2</sub> -7		作業実	尾施欄
作業項目	作業内容	当初	変更
1 事前調査	設備の状況や問題点等を把握するために、関係機関から事前に 既存資料収集や聞き取り調査等を行う。これにより、現地での機 能診断調査項目を決定し、健全度評価や劣化対策等に必要となる 情報を収集・整理する。 なお、資料収集に際しては農業水利ストック情報データベース を活用し、設備の経歴、使用環境、地域特性等の情報を収集、整 理する。		
2 現地踏査	現地調査の実施手順を決定するために、事前調査で得られた情報をもとに設備を踏査することで、現地調査に伴う仮設の必要性等の現場条件、劣化箇所の位置や劣化の内容、程度など、必要な事項について概略を把握し、現地調査箇所や調査項目、調査方法を決定する。		
3 概略診断			
3-1 概略診断調査	事前調査、現地踏査により得られた情報をもとに、定期保全記録の確認、現地調査(目視)、修理・交換の必要な機器及び部品の確認、参考耐用年数の超過した機器の確認を行う。		
3-2 概略診断評価 (健全度評価)	概略診断調査の結果と経過年数及び参考耐用年数で概略診断 の評価を行う。		
4 詳細診断			
4-1 詳細診断調査	水管理制御設備全体を構成する各系を以下の6つの区分により調査を行う。 ・機械的劣化の状況 ・配線材料劣化の状況 ・予備品入手の難易 ・故障頻度(過去5年の最大)		
4-2 詳細診断評価 (健全度評価)	詳細診断調査の結果により、各構成機器について評価し、その 結果から設備全体の健全度評価を行う。		
(健生及評価)   5 機能保全対策等の検討	福未がら政備生体の健生及評価を行う。		
5-1 性能低下予測	設備を構成する装置・部位毎に対策が必要となる時期や方法を 比較検討するとともに設備全体としての対策実施の要否、その時 期を明らかにすることを目的として実施する。劣化特性や劣化予 測の把握の可否を十分に踏まえて将来予測(余寿命予測)を行う。		
5-2 機能保全対策の検討	概略診断調査評価結果を踏まえ、当面必要となる機能保全対策 の検討や、劣化傾向等を把握し、将来的な対策検討を行う。		
5-3 対策実施シナリオの 作成	今必要となる対策の時期、内容等を予測して、機能保全コスト を算出するために対策範囲・工法とその実施時期の組合せを検討 する。		
5-4 機能保全コストの算定	各種診断結果による機能保全コストとして、①当面の整備にかかる費用、②今後の更新等に必要な費用(想定)、③定期点検に必要な費用を合算し算定する。		
5-5 機能保全計画の策定	施設機能の維持、対策実施の合理性、設備重要度との適合性、 維持管理の容易さ等を総合的に勘案し機能保全計画を策定する。		
6 農業水利ストック情報 データの作成	農業水利ストック情報データベース資料を作成する。		
7 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書 の作成を行う。		

	作業項目	作業内容	作業実施欄	
	11 未 仅 口		当初	変更
	8 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行		
L		Ĵ。		

注)契約対象の項目の作業実施欄に「〇」、契約対象外の項目の作業実施欄に「一」を記載する。